

新潟県青少年健全育成条例の一部改正

【令和2年1月1日施行】 ※青少年とは：18歳未満の者

〈 改正のポイント 〉 — 3つの行為を規制 —

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 【20万円以下の罰金】

○ 青少年に対して、以下の方法で当該青少年に係る児童ポルノ等（※）の提供を求める行為が禁止されます。

- ・拒まれたにもかかわらず求める
- ・おどしたり、だましたり、困惑させたりして求める
- ・対償（お金や物など）を供与し、またはその供与の約束をして求める



[※児童ポルノ等とは：児童ポルノ禁止法第2条第3項、第7条第2項]

使用済み下着等の譲受け等の禁止 【20万円以下の罰金】

○ 使用済み下着等（※）について、以下の行為が禁止されます。

- ・青少年に対して、対償を供与し、またはその供与の約束をして譲り受ける
- ・青少年から売却の委託を受ける
- ・青少年に売却の相手方を紹介する
- ・青少年に売却するように勧誘する
- ・これらの行為の場所を提供、または周旋する



[※使用済み下着等とは：青少年が着用した下着、青少年のだ液、ふん尿、または青少年がこれらに該当すると称したもの]

深夜連れ出し等の制限 【20万円以下の罰金】

○ 保護者の委託、または同意を得た場合、その他正当な理由がある場合を除き、深夜（※）の以下の行為が禁止されます。

- ・青少年を連れ出す
- ・青少年と行動を共にする
- ・青少年をとどめる



[※深夜とは：午後11時から翌日の午前4時までの時間]

